

5南農農政第55号
平成25年1月28日

南丹市農業委員会
会長 野 中 一 二 三 様

南丹市長 佐々木 稔納

南丹市農業施策に関する建議の回答書

1. 食育・地産地消の推進について

東日本大震災以降、放射能汚染問題などで市民の食に対する関心はますます高まっています。

南丹市においても本年度「南丹市健康増進・食育推進計画」が策定されたところであり、計画に基づく施策の推進が行われることとなりますが、国民の食生活の環境が大きく変化する中で、特に、次代を担う子どもたちには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させるためにも、学校等が行う農業体験活動の取り組みに対する支援など、生産者と触れ合うことによる、子どもたちの「食」への関心と、「食」を作り出す「農業」への興味を抱く施策の推進についての財政措置を講じられたい。

また、地産地消の観点から、保育所、学校給食の食材について、安心安全な地場農産物の安定した供給の確立を図るべく、可能な限り需要量の把握に努め、生産者の意欲向上につながる供給体制の一層の確立を図られるとともに、使用量及び使用品目の拡大に努められたい。

あわせて、安全な給食を提供するため老朽化が進んでいる美山学校給食共同調理場等については計画的に改築等を進められたい。

〈回答〉

今日の子どもたちの食生活の実態に鑑み、食育を重視する観点に立って、各教科、領域等の教育活動の中に「食に関する指導」を適切に位置づけながら組織的、計画的、継続的な取組を進めてきているところです。具体的には各学校・園においては特色ある学校・園づくりの一環として、地域と連携した様々な農業体験活動を行なっております。例えば小学校第1・2学年の生活科などにお

きましては年間指導計画に位置づけた教育内容として野菜などの栽培活動に取り組んだり、第5学年の社会科においては、日本の農業を学ぶ中で米作り体験なども取り入れたりしているところです。

保育所給食・学校給食については、地元の食材を生かした献立を考えるなど、創意工夫ある取組をしながら地場農産物を活用した給食の実施に努めています。

美山学校給食共同調理場については、今後、その在り方について積極的に検討することといたしております。

2. 有害鳥獣対策について

農産物への鳥獣被害は、農家の生産意欲を減退させ、農地の耕作放棄に直結しかねないことから、鳥獣被害対策事業を重点施策としてさらに強化されたい。

具体的な施策として、若手狩猟者の育成・捕獲檻の設置助成・狩猟期間制限の緩和及び捕獲・処理費に係る支援の強化による捕獲体制の充実を図られたい。

又、畑作物への被害が深刻なサルの駆除体制の強化及びクマの捕獲頭数制限の緩和による個体数の削減等について、京都府へ要望されるとともに、京都府との連携により駆除体制の強化を図られたい。

あわせて、里山整備による緩衝地帯の設置についての支援強化と、長期的視点から奥山に野生動物のえさとなる広葉樹の植樹についても支援策を検討されたい。

〈回答〉

市の行政経営方針にも、重点項目として鳥獣被害対策のさらなる推進を図ることとし、危機感を持って業務を遂行することとしております。

捕獲体制の充実

南丹市猟友会との委託契約に基づき、捕獲班員を編成し有害鳥獣の個体数調整のため、捕獲業務に従事頂いておりますが、府下においても捕獲班員の減少・高齢化が深刻な状況であります。

捕獲班員を養成するため市の独自施策として、新たに狩猟免許を取得し、市の猟友会から推薦を頂き、5年以上捕獲班員として業務を遂行できる方を対象として狩猟免許資格取得事業補助金制度を創設しております。又、地域の実態に即した方法で捕獲に従事頂いておりますが、更なる捕獲体制の充実を図るため、市猟友会で特別に捕獲班員を編成し、市町界をまたがった広域捕獲を実施することにより、より効果的な捕獲を実施して頂いております。

狩猟期間の延長については、府内及び他府県狩猟者の参入を促すことにより捕獲圧を高めるため、ニホンジカは平成 22 年、イノシシは平成 23 年から狩猟期間を 1 ヶ月延長し、毎年 11 月 15 日から翌年 3 月 15 日までとしております。

捕獲個体の処理については、埋設等適切な処理を行って頂く事を含め、捕獲報償金交付要綱に基づき支援をさせて頂いております。引き続き予算の範囲内において支援をしていきたいと思っております。

サル農作物被害等につきましては、特に南八田・天引等西本梅・摩気地区で発生をしております。京都府が組織する「南丹地域野生鳥獣被害対策チーム」と連携をとりながら、ニホンザル対策研修会を地元関係区と協力して開催し、追い払いの重要性、誘引物の除去等の研修を頂いております。人身被害発生の危険性もあり、サルの人間に対する警戒心や恐怖心を高めると共に、捕獲体制を整えながら集落周辺への出没を抑制することも重要であります。地域の皆様で自ら「追い払い隊」を組織し、地域ぐるみで鳥獣害に強い集落に転換するべくご尽力を頂いております。

ツキノワグマにつきましては、平成 14 年度に京都府の絶滅寸前種に指定され、特定鳥獣保護管理計画に基づき、人身被害が生じた又は、生じる恐れが非常に強い場合以外、捕殺処分が禁じられております。地域住民の安全確保と共に、個体群の維持も同時に考える必要があるという立場で策定をされたものです。しかしながら、クマは猛獣です。地域の住民が恐怖におびえながら生活しているのが現状であり、人身被害を受けてからの対応では遅い。被害をこうむる前に対策をとるという前提で、捕獲許可権者である京都府に対し、住民目線に即して、速やかな対応が出来るよう引き続き要望をしていきたいと思っております。

里山整備

緩衝地帯（バッファゾーン）の設置につきましては、シカやイノシシ、サルなどの野生動物による農作物被害を防ぐため、人里と森の間の樹木を伐採し見通しを確保することにより、警戒心の強い野生動物を人里に近づけないようにする獣害対策を、管内では美山町鶴ヶ岡及び知井地内において、各振興会が府と協力し、平成 17 年度から平成 18 年度にかけて、集落を取り囲むように幅 10～20m のゾーン整備を実施しております。また平成 21 年度からは緊急雇用対策事業においても同様の取り組みを行っております。今後も緑の公共事業の「人と野生鳥獣の共生の村づくり事業」等を活用しながら里山整備に努めていきたいと考えています。

野生鳥獣による被害対策は、直接的な捕獲と間接的な防除だけでなく、バッファゾーンの整備や、生息地の奥山に野生動物のえさとなる広葉樹の植栽等、長期的な視点での環境整備も重要であります。

今後も現状を把握する中で、地域住民、地元農林家の皆様の意向を踏まえながら、南丹市猟友会、又、京都府が組織する「南丹地域野生鳥獣被害対策チーム」と連携をとる中で、引き続き被害対策の取り組みを進めていきたいと思っております。

3. 「人・農地プラン（京力農場プラン）」づくりの推進について

農家の高齢化と後継者不足が農業の継続において深刻な課題となっていることから、このまま放置すると農業経営の廃止による遊休農地の拡大を招くことは必至の状況となっている。

そのような中、農業生産基盤を維持していく上で、地域に見合った農地利用集積を推進する「人・農地プラン（京力農場プラン）」の策定が求められている。

集落（地域）が抱える人「人と農地の問題」について、5年後あるいは10年後を見据えた話し合いの機会創出の推進を図られ、「人・農地プラン」の策定についての支援と指導を行い、集落（地域）での中心的な担い手への農地集積を推進されたい。

また、本事業において、地域の中心となる担い手が農地を集積し、経営規模を拡大するために集落単位で計画する必要な農機具等の購入についても、補助対象経費となるよう要件の緩和を国・府へ要望されたい。

〈回答〉

高齢化や後継者不足による農業者の離農が進む中で、認定農業者等の規模拡大に意欲のある担い手に農地を集積し、経営の安定化を図る必要があります。

面的集積に必要な取り組みとして、個々の集落・地域において、徹底的な話し合いを行い、これに基づき、今後の地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地集積計画や、中心となる経営体とその他の協力する農家（兼業農家・自給的農家）も含めた、地域農業の将来像を記載した人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成することが義務付けられています。人・農地プランの作成と併せて、本制度の周知と事業の積極的な推進を行うため、貴委員会やJA等の関係機関と連携を図り制度の啓発を行う中で、農家の方が恩恵を受けられるよう努めてまいります。

人・農地プランのサポート体制として、本年度に南丹市地域農業再生協議会内に人・農地プラン検討委員会を設置したところであります。

担い手支援については、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日付け、食と農林業の再生推進本部決定）に示されているとおり競争力・体質強化～持続可能な力強い農業の実現～を目指すこ

とが重要だと考えます。国の動向を注視しながら農業者支援につながるよう要望してまいります。

4. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への対応について

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が実行されると、協定締結の前提条件に基づき関税の全面撤廃が行われ、その結果、輸入農産品が極めて低価格で販売されることから、国内の農家が壊滅的な打撃を受けることは避けられず、農地の荒廃が一気に進むことが危惧されるため南丹市農業委員会としてTPP交渉参加に反対する。市においても国・府に対し交渉への参加反対の旨要望されたい。

〈回答〉

政府は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に対し、国民に対して情報開示をする必要があり、交渉参加の動向を見極めながら対応していきたい。